

業 務 委 託 契 約 書 (案)

宮崎県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、環境中ダイオキシン類常時監視及び特定施設に係るダイオキシン類検査業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、環境中ダイオキシン類常時監視及び特定施設に係るダイオキシン類検査業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 委託業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、この契約の締結の日から令和9年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 委託業務の委託料（以下「委託料」という。）は、金 円（消費税及び地方消費税額金 円を含む。）とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、この契約の締結と同時に、契約保証金として金 円を甲に納付しなければならない。

2 甲は、乙がこの契約により生ずる義務を履行しないときは、前項の契約保証金を甲に帰属させることができる。

（第4条 契約保証金は、免除する。）

（委託業務の処理方法）

第5条 乙は、委託業務を甲が別に定める環境中ダイオキシン類常時監視及び特定施設に係るダイオキシン類検査業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）及び甲の指示に従って処理しなければならない。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。

（権利の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

（実地調査等）

第8条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託料の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

（委託業務の変更等）

第9条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、書面により定める。

（分析結果の報告等）

第10条 乙は、仕様書の定めるところにより分析結果を甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の規定による報告を乙から受けたときは、その日から起算して14日以内に当該報告に係る事実の確認を行うものとする。

3 甲は、前項の確認の結果、必要があると認めるときは、乙に対して再調査を要求し、又は資料の提出を求めることができる。

4 前項の再調査及び資料の提出に要する費用は、乙の負担とする。

（実績報告書の提出）

第11条 乙は、委託業務を完了したときは、直ちに委託業務実績報告書（別記様式。以下「実績報告書」という。）を甲に提出しなければならない。

2 甲は、実績報告書を受領したときは、その内容を検査し、合格又は不合格の旨を乙に通知するものとする。

3 乙は、前項の規定による不合格の旨の通知があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。前2項の規定は、この項の規定による補正について準用する。

4 第2項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査及び前項前段の補正に要する費用は、乙の負担とする。

（委託料の請求及び支払）

第12条 乙は、甲から前条第2項（同条第3項後段において準用する場合を含む。）の

規定による合格の旨の通知があったときは、甲に委託料の支払請求書を提出するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に乙に委託料を支払うものとする。
- 3 甲がその責めに帰すべき理由により前項に規定する期間内に委託料の全部又は一部を支払わない場合には、乙は、甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

（契約の解除）

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に違反したとき。
 - (2) 乙が委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
 - (3) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められるとき。
 - (4) 乙の役員等（乙の役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

（損害賠償）

第14条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（秘密の保持）

第15条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密及び分析結果を他人に漏らしてはならない。

- 2 前項の規定は、委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においてもなおその効力を有するものとする。

（個人情報の保護）

第16条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

（費用の負担）

第17条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

（協議等）

第18条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第6章の定めるところによるものとし、この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しくは同章に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

甲 宮崎県
宮崎県知事 河野 俊嗣

乙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、委託業務の処理に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密等の保持)

第2 乙は、委託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、委託業務を処理するために個人情報を収集するときは、その利用目的を特定し、利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報を当該事務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示があるとき、又はあらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(適正管理)

第5 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(資料の返還等)

第7 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、引き渡し、又は廃棄するものとする。また、当該個人情報を電磁的に記録した機器等は、確実に当該個人情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第8 乙は、委託業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(事故報告)

第9 乙は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

別記様式

委 託 業 務 実 績 報 告 書

令和 年 月 日

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

住所

氏名

業務委託契約書第11条第1項に基づき、環境中ダイオキシン類常時監視及び特定施設に係るダイオキシン類検査業務について、下記のとおり報告します。

記

1 環境中ダイオキシン類常時監視業務

対象媒体	調査地点	調査実施年月日
大 気	延岡保健所測定局	
	小林保健所測定局	
水 質 (河川、海域)	三ヶ所川 (貫原橋)	
	大瀬川 (大瀬橋)	
	耳川 (坪谷川合流後)	
	宮田川 (二本松橋)	
	大淀川 (今迫橋)	
	高崎川 (鶴崎橋)	
	細田川 (大堂津橋)	
	福島川 (上町橋)	
	細島港甲 (工業港出入口)	
広渡川河口 (パルプ工場排水口東600m)		

水 質 (地下水)	延岡市	
	川南町	
	小林市	
	日南市	
底 質 (河川、海域)	三ヶ所川 (貫原橋)	
	大瀬川 (大瀬橋)	
	耳川 (坪谷川合流後)	
	宮田川 (二本松橋)	
	大淀川 (今迫橋)	
	高崎川 (鶴崎橋)	
	細田川 (大堂津橋)	
	福島川 (上町橋)	
	細島港甲 (工業港出入口)	
広渡川河口 (パルプ工場排水口東 600m)		
土 壌	延岡市	
	川南町	
	小林市	
	日南市	

2 特定施設に係るダイオキシン類検査業務

対象媒体	調査施設	調査実施年月日
排出ガス	(有)安田商会 山田工場	
排出水	延岡市妙田下水処理場	
	旭化成ファインケム(株) 延岡医薬工場	
	旭化成(株)レオナ樹脂・原料工場	
	王子製紙(株) 日南工場	